# 特別支援教育の充実のために

# 北海道教育庁才术一ツク教育局

オホーツク管内の小・中学校においては、個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成や見直しに取り組む学校が増えるなど、特別支援教育が推進されています。また、 近年、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加する傾向にあることから、今後は、特別支援教育の体制整備の充実が一層望まれます。

特別支援教育の体制整備を充実するためには、学校や家庭、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携を図りながら、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが大切です。

# ① 特別支援教育コーディネーターの指名

特別支援教育コーディネーターは、学校外の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口としての役割、校内における特別支援教育に関する連絡調整の役割を担っています。

特別支援教育コーディネーターの活動として、次のようなことが考えられます。

- ・校外の研修会に参加し、情報を自校の教職員に提供したり、 研修会の案内を行ったりします。
- ・校内ケース会議等で児童生徒の情報交換を行い、指導の方 向性等について共通認識を得られるようにします。
- ・特別支援学校との連携の窓口となります。
- 保護者や関係機関と連絡調整を行います。

担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネータを全を接体制を整備するなど学校全体のととがし、特別支援援助を要請は、特別支援援助を要請し、助言又は援助を要請はして、計画的、組むことが重要である。

(小学校学習指導要領解 説 総則編)

# ② 校内委員会と実態把握

校内委員会とは、教育上特別な支援を要する幼児児童生徒の実態把握を行ったり、関係機関との連携を図り、支援の在り方等について検討を行ったりする委員会のことであり、教職員が情報を共有する場です。

なお、発達障害の実態把握に当たっては、平成11年7月の「学習障害児に対する指導(報告)」及び平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」で示された実態把握のための観点(試案)も参照してください。

- ・正式な診断名が無くても、特別な支援を必要とする児童生徒がいます。
- ・「うちの学校には今までそういう子どもはいなかったから」という考えではな く、「あの子、気になるな」という視点から教職員全員で確認しましょう。



担任だけに任せていませんか?

#### 学校全体の取組となっていますか?

・オホーツク版個別の教育支援計画「育ちの手帳」の様式5が個別の指導計画となっていますので、御活用くください。オホーツク教育局のホームページからダウンロードできます。

#### ③ 個別の指導計画の作成・活用

個別の指導計画とは、幼児児童生徒一人一人の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえ、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画のことです。

- ・気になる幼児児童生徒について協議するための資料はありませんか。それ も個別の指導計画作成への第一歩です。まずは作成してみましょう。
- ・支援の方向性について、口頭でのやり取りだけではなく、文章にすること によって、教職員の共通理解を図ることができます。

作成してそのままではなく、Plan(作成)→Do (実施・活用)→Check(評価)→Action(改善)のマ ネジメントサイクルに基づいた支援が必要です。







- ・個別の指導計画を作成することによって、全教職 員が、幼児児童生徒一人一人の実態を把握すると ともに、授業などにおいて、具体的な教育的支援 を行うことができます。
- ・個別の教育支援計画を作成することによって、幼児児童生徒が、乳幼児期から就労まで、一貫した 支援を学校や各関係機関等から受けることがで きます。

教師間の共通理解が図られ ていますか?

# ④ 個別の教育支援計画の作成・活用

個別の教育支援計画とは、教育上特別な支援を要する幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもとに、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から就労までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画のことです。

・義務教育指導班作成「育ちの手帳」に記入例がありますので、御活用くだ さい。オホーツク教育局のホームページからダウンロードできます。

北海道教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載されている「幼稚園、小学校、中学校、高等学校における個別の教育支援計画の 策定と活用」のリーフレット1~4も是非、御活用ください。



#### 作成した 個別の指導計画や 個別の教育支援計画 を活用していますか?

- ・特別支援学校の助言・援助を受ける際の資料として
- ・医療機関等の各関係機関と連携を図るための資料として
- ・校内ケース会議で教師が共通理解を図るための資料 として活用することなどが考えられます。



#### 保護者と連携して作成していますか?

# ⑤ 特別支援教育に関する教員研修の充実

特別支援教育についての研修は、様々な場所や内容で行われています。子どもと向き合い、日々の実践を重ねていくとともに、高い専門性を有する方のお話を聞いたり、協議の中で他校の取組などを情報収集したりすることも大切です。

- ・オホーツク教育局では「特別支援教育連携セミナー」を 毎年開催し、講演や協議を行っています。
- ・北海道立特別支援教育センターや網走地方教育研修センターでも講座を開設しています。
- ・オホーツク管内では、網走地区特別支援教育研究連盟が 毎年研究会を開催しています。

# ⑥ 巡回相談の活用

オホーツク教育局特別支援教育連携協議会では、高い専門性を有する専門家チーム(相談員は管内の医療、福祉、教育相談の専門家)を要請のあった各学校(園)へ派遣し、授業参観を行った上で助言を行うとともに、その結果を基に、相談員全員によるケース会議を開催し、広い視野から再度助言を行っています。

・お問い合わせ先 事務局 オホーツク教育局教育支援課義務教育指導班 Ta.0152-41-0757



# 効果的な相談のために

- ・相談は担任だけではなく、特別支援教育コーディネーター、管理職等も同席し、共通理解 を図るようにしましょう。
- ・事前に連絡を取り合い、日頃の子どもの様子 や当日の日程などについて確認をしておきま しょう。
- ・個別の指導計画、個別の教育支援計画を活用 し、今後の支援の方向性を明確にしましょう。
- ・助言の内容から学校で何ができるのかを考え、 具体的な支援策を考えましょう。

# ⑦ 特別支援学校のセンター的機能の活用 (パートナー・ティーチャー派遣事業など)

パートナー・ティーチャーと連携が図れていますか?

特別支援学校のセンター的機能とは、特別支援学校がこれまで蓄積してきた障害のある幼児児童生徒等の教育に関する知見を各地域で最大限に活用する観点から、幼稚園や学校、関係機関、家庭に対し、障害のある幼児児童生徒等への教育について助言又は援助を行うものです。主なものに「パートナー・ティーチャー派遣事業」があります。これは、各学校(園)の要請に応じて特別支援学校のコーディネーターが教育的支援を要する幼児児童生徒の教育に関し助言を行う事業です。

お問合せ先は管内の特別支援学校となります。

北海道北見支援学校 TeL0157-61-0047 北海道網走養護学校 TeL0152-48-2137 北海道紋別養護学校 TeL0158-23-9275 北海道紋別高等養護学校 TeL0158-24-1120 北海道紋別養護学校ひまわり学園分校 TeL0158-46-2171

